資料４

令和２年７月３日からの大雨による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等について

（趣旨）

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社から、2021 年 1 月 19 日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料 4-1 のとおり、20 日付けで経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、ご検討をいただく。

１．今回の申請（3 件）の概要

（１）特定小売供給約款関係（九州電力株式会社）

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

（２）託送供給等約款関係（九州電力送配電株式会社）

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書の規定により、託送供給等約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

（３）離島供給約款関係（九州電力送配電株式会社）

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、離島供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

２．申請に係る供給条件の内容等

2020 年 7 月 3 日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村及び隣接する市町村において被災した者から申出があった場合には、以下の供給条件を適用する。（本措置は、すでに特例認可を受けて実施中であるが、その期限が 2021 年 1 月 31 日までであるところ、それを延長する。）

（１）不使用月の電気料金等の免除（2021 年 8 月まで〔満了日は検針日等により相違〕）

被災した需要家が、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から12ヶ月間に限り、電気料金（接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービスを含む。以下同じ。）を免除する。

（２）工事費負担金の免除（2022年6月30日まで）

被災した需要家が、被災時から引き続きまったく電気を使用せず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが2022年6月30日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

①需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること

②契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力を超えないこと

（３）臨時工事費の免除（2022年6月30日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯、臨時電力又は臨時電力Ｉ（臨時送電接続サービスを含む。）の申込みを行った場合で、その申込みが2022年6月30日までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。

（４）使用不能設備に相当する基本料金の免除（2021年7月31日まで）

被災した需要家（契約種別が従量電灯Ｃ、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、曜日別電灯2型、臨時電灯Ｃ、公衆街路灯、低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力、農事用電力、農業用低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、融雪用電力および第2深夜電力の需要家に限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2021年7月31日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（５）引込線等取付位置変更に係る費用の免除（2022年6月30日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信装置及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが2022年6月30日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

３．本供給条件による供給を必要とする理由（申請書のポイント）

2020 年 7 月 3 日からの大雨による災害による被害は甚大であり、家屋の解体工事や再建等は今後も継続していくことが見込まれることから、本措置の適用期間を延長することが必要。

（災害廃棄物の処理見込み期間は発災後 1 年 6 か月以内と見込まれるなど、住宅再建工事等も同時期まで見込まれている。）

４．経済産業大臣への回答について

本申請（3 件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの審査基準に照らし、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可して差し支えないものと考えられる。

これを踏まえ、資料 4－2 のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

参考：関係条文

（１）特定小売供給約款関係

○旧電気事業法

第二十一条　一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要（特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、この限りでない。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第１　審査基準

（６）特定旧法第２１条第１項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認可

特定旧法第２１条第１項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電気事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価の変動による料金の変更を行う場合を除く。）

（２）託送供給等約款関係

○電気事業法

第十八条　一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第１　審査基準

（１２）　第１８条第２項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

第１８条第２項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、 同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合

② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置 を行う必要が生じた場合

③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を課された場合

（３）離島供給約款関係

○電気事業法

第二十一条　一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第１　審査基準

（１４）　第２１条第２項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認

第２１条第２項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

② 需要の特殊性から、供給区域内の離島の需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

資料４－１

経済産業省

２０２１０１１９資第３０号
令 和 ３ 年 １ 月 ２ ０ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第７２号）附則第１６条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第１条の規定による改正前の電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第６６条の１０第１項第３号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第２１条第１項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第12号
令和3年1月19日

経済産業大臣　梶山弘志殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　池辺和[redacted]

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	同上

別　紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和２年７月３日からの大雨による災害により，当社供給区域内のお客さまが被災し，令和２年７月４日，熊本県及び鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため，災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和２年７月４日以降，令和２年７月３日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には，次の供給条件を適用するものとする。

１．被災されたお客さまが，被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は，被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 12 か月間に限り，電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和３年８月〔満了日は検針日等により相違〕）

２．被災されたお客さまが，被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し，その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で，その申込みが令和４年６月末日までに行なわれ，かつ，その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは，その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和４年６月末日）

(1)　需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること

(2)　契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと

３．被災されたお客さまが被災後，臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが令和４年６月末日までに行なわれたときは，その臨時工事費を免除する。

（実施期間満了日：令和４年６月末日）

4．被災されたお客さま（契約種別が従量電灯Ｃ，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，臨時電力，農事用電力のお客さまに限る。）で，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，令和３年７月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：令和３年７月末日）

5．被災されたお客さまが被災後，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で，その申込みが令和４年６月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

（実施期間満了日：令和４年６月末日）

附　　則

附　　則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和２年７月７日付け20200707資第３号認可。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。

（添付書類）

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第１号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第１号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和２年７月３日からの大雨による災害により，当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。（令和２年７月４日，熊本県及び鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用）

このため，災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和２年７月４日以降，令和２年７月３日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し，特定小売供給約款以外の供給条件（令和２年７月７日付け 20200707 資第３号承認。）を設定しておりますが，当該大雨による災害の被害は甚大であり，家屋の解体工事や再建等は，今後も継続していくことが予想されます。

つきましては，特定小売供給約款以外の供給条件を引き続き適用するべく，平成 26 年改正法附則第 16 条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第１項の規定に基づき，あらためて特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

福岡県　大牟田市，八女市，みやま市，久留米市

佐賀県　鹿島市

大分県　日田市，由布市，玖珠郡九重町・玖珠町

熊本県　八代市，人吉市，水俣市，上天草市，天草市，荒尾市，山鹿市，菊池市，玉名市，葦北郡芦北町・津奈木町，球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町，玉名郡南関町・和水町・玉東町・長洲町，阿蘇郡南小国町・小国町

鹿児島県　阿久根市，出水市，伊佐市，鹿屋市，曽於市，志布志市，垂水市，薩摩川内市，いちき串木野市，出水郡長島町，曽於郡大崎町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県　柳川市，筑後市，うきは市，朝倉市，小郡市，大川市，
八女郡広川町，三井郡大刀洗町，三潴郡大木町，
朝倉郡東峰村，田川郡添田町

佐賀県　鳥栖市，神埼市，嬉野市，三養基郡みやき町，杵島郡白石町，
藤津郡太良町

長崎県　大村市

大分県　大分市，別府市，中津市，竹田市，宇佐市

熊本県　宇城市，阿蘇市，熊本市，合志市，八代郡氷川町，
上益城郡山都町，下益城郡美里町，天草郡苓北町，
菊池郡大津町，阿蘇郡産山村

宮崎県　えびの市，小林市，都城市，串間市，東臼杵郡椎葉村，
児湯郡西米良村

鹿児島県　霧島市，鹿児島市，姶良市，日置市，薩摩郡さつま町，
姶良郡湧水町，肝属郡東串良町・肝付町・錦江町

以　上

経済産業省

２０２１０１１９資第２９号
令 和 ３ 年 １ 月 ２ ０ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第１８条第２項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

契託制第30号
令和３年１月19日

経済産業大臣　梶　山　弘　志　殿

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長　廣　渡　[redacted]

電気事業法第18条第２項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住所		同上	
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力			同上	
供給電圧			同上	
電気方式及び周波数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			令和３年２月１日から令和４年６月末日	

別　紙

料金その他の供給条件の内容等

令和２年７月３日からの大雨による災害により，当社供給区域内の電気の使用者が被災し，令和２年７月４日，熊本県および鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため，災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和２年７月４日以降，令和２年７月３日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について，当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には，次の供給条件を適用するものとする。

１．被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には，託送供給等約款（令和２年９月４日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」という。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は，変更後の託送約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず，当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を，被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から12か月間に限り，免除する。

（有効期間満了日：令和３年８月〔満了日は検針日等により相違〕）

２．被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，被災時から引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し，その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが令和

４年６月末日までに行なわれ，かつ，その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは，託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず，その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和４年６月末日）

３．契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが令和４年６月末日までに行なわれたときは，託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず，その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和４年６月末日）

４．被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて，託送約款18（料金）の規定にかかわらず，令和３年７月末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：令和３年７月末日）

５．契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で，その申込みが令和４年６月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，託送約款61（引込線の接続），62（計量器等の取付け）(5)，63（通信設備の施設）(5)および65（電流制限器等の取付け）(3)の規定にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和４年６月末日）

６．供給電力，供給電圧，電気方式および周波数その他の事項については，託送約款によるものとする。

附　　則

附　　則

本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和２年９月30日付け20200918資第８号認可。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。

（添付書類）

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

（電気事業法施行規則第20条第１号）

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

（電気事業法施行規則第20条第１号）

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和２年７月３日からの大雨による災害により，当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。（令和２年７月４日，熊本県および鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用）

このため，災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和２年７月４日以降，令和２年７月３日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含みます。）において被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し，託送供給等約款以外の供給条件（令和２年９月30日付け20200918資第８号認可。）を設定しておりますが，当該大雨による災害の被害は甚大であり，家屋の解体工事や再建等は，今後も継続していくことが予想されます。

つきましては，託送供給等約款以外の供給条件を引き続き適用するべく，電気事業法第18条第２項ただし書の規定に基づき，あらためて特例認可申請を行なう次第であります。

災害救助法が適用された市町村

福岡県	大牟田市，八女市，みやま市，久留米市
佐賀県	鹿島市
大分県	日田市，由布市，玖珠郡九重町・玖珠町
熊本県	八代市，人吉市，水俣市，上天草市，天草市，荒尾市，山鹿市，菊池市，玉名市，葦北郡芦北町・津奈木町，球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町，玉名郡南関町・和水町・玉東町・長洲町，阿蘇郡南小国町・小国町
鹿児島県	阿久根市，出水市，伊佐市，鹿屋市，曽於市，志布志市，垂水市，薩摩川内市，いちき串木野市，出水郡長島町，曽於郡大崎町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県　柳川市，筑後市，うきは市，朝倉市，小郡市，大川市，
八女郡広川町，三井郡大刀洗町，三潴郡大木町，
朝倉郡東峰村，田川郡添田町

佐賀県　鳥栖市，神埼市，嬉野市，三養基郡みやき町，杵島郡白石町，
藤津郡太良町

長崎県　大村市

大分県　大分市，別府市，中津市，竹田市，宇佐市

熊本県　宇城市，阿蘇市，熊本市，合志市，八代郡氷川町，
上益城郡山都町，下益城郡美里町，天草郡苓北町，
菊池郡大津町，阿蘇郡産山村

宮崎県　えびの市，小林市，都城市，串間市，東臼杵郡椎葉村，
児湯郡西米良村

鹿児島県　霧島市，鹿児島市，姶良市，日置市，薩摩郡さつま町，
姶良郡湧水町，肝属郡東串良町・肝付町・錦江町

以　上

経済産業省

２０２１０１１９資第３１号
令 和 ３ 年 １ 月 ２ ０ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

経済産業大臣

離島供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第６６条の１１第１項第９号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第２１条第２項ただし書に規定する離島供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島供給特例承認申請書

契託制第31号
令和３年１月19日

経済産業大臣　梶　山　弘　志　殿

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長　廣　渡　[redacted]

電気事業法第21条第２項ただし書の規定により，次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	令和３年２月１日から令和４年６月末日

別　紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和２年７月３日からの大雨による災害により，当社供給区域内のお客さまが被災し，令和２年７月４日，熊本県および鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため，災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和２年７月４日以降，令和２年７月３日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）のうち離島供給約款（令和元年８月28日付け届出。当該離島供給約款が届出により変更された場合は，変更後の離島供給約款をいう。）が適用される地域において被災されたお客さまから申出があった場合には，次の供給条件を適用するものとする。

１．被災されたお客さまが，被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は，被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から12か月間に限り，電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和３年８月〔満了日は検針日等により相違〕）

２．被災されたお客さまが，被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し，その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で，その申込みが令和４年６月末日までに行なわれ，かつ，その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは，その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和４年６月末日）

(1)　需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること

(2)　契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力をこえな

いこと

３．被災されたお客さまが被災後，臨時電灯，臨時電力または臨時電力Ｉの申込みを行なった場合で，その申込みが令和４年６月末日までに行なわれたときは，その臨時工事費を免除する。

（実施期間満了日：令和４年６月末日）

４．被災されたお客さま（ただし，低圧で供給する場合は，契約種別が従量電灯Ｃ，時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯，高負荷率型電灯，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，低圧季時別電力，臨時電力，農事用電力，深夜電力，第２深夜電力または時間帯別電灯〔８時間型〕のお客さまに限る。）で，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，令和３年７月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：令和３年７月末日）

５．被災されたお客さまが被災後，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で，その申込みが令和４年６月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

（実施期間満了日：令和４年６月末日）

附　　則

附　　則

本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和２年７月７日付け20200707資第２号承認。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。

（添付書類）

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

（電気事業法施行規則第32条第１号）

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

（電気事業法施行規則第32条第１号）

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

令和２年７月３日からの大雨による災害により，当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。（令和２年７月４日，熊本県および鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用）

このため，災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和２年７月４日以降，令和２年７月３日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含みます。）において被災されたお客さまに対し，離島供給約款以外の供給条件（令和２年７月７日付け20200707資第２号承認。）を設定しておりますが，当該大雨による災害の被害は甚大であり，家屋の解体工事や再建等は，今後も継続していくことが予想されます。

つきましては，離島供給約款以外の供給条件を引き続き適用するべく，電気事業法第21条第２項ただし書の規定にもとづき，あらためて特例承認申請を行なう次第であります。

災害救助法が適用された市町村

福岡県　大牟田市，八女市，みやま市，久留米市

佐賀県　鹿島市

大分県　日田市，由布市，玖珠郡九重町・玖珠町

熊本県　八代市，人吉市，水俣市，上天草市，天草市，荒尾市，山鹿市，菊池市，玉名市，葦北郡芦北町・津奈木町，球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町，玉名郡南関町・和水町・玉東町・長洲町，阿蘇郡南小国町・小国町

鹿児島県　阿久根市，出水市，伊佐市，鹿屋市，曽於市，志布志市，垂水市，薩摩川内市，いちき串木野市，出水郡長島町，曽於郡大崎町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県　柳川市，筑後市，うきは市，朝倉市，小郡市，大川市，
八女郡広川町，三井郡大刀洗町，三潴郡大木町，
朝倉郡東峰村，田川郡添田町

佐賀県　鳥栖市，神埼市，嬉野市，三養基郡みやき町，杵島郡白石町，
藤津郡太良町

長崎県　大村市

大分県　大分市，別府市，中津市，竹田市，宇佐市

熊本県　宇城市，阿蘇市，熊本市，合志市，八代郡氷川町，
上益城郡山都町，下益城郡美里町，天草郡苓北町，
菊池郡大津町，阿蘇郡産山村

宮崎県　えびの市，小林市，都城市，串間市，東臼杵郡椎葉村，
児湯郡西米良村

鹿児島県　霧島市，鹿児島市，姶良市，日置市，薩摩郡さつま町，
姶良郡湧水町，肝属郡東串良町・肝付町・錦江町

以　上

資料４－２

（案）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和３年１月２０日付け２０２１０１１９資第３０号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

（案）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和３年１月２０日付け２０２１０１１９資第２９号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

（案）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和３年１月２０日付け２０２１０１１９資第３１号により貴職から当委員会に意見を求められた離島供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。